

## 標準営業約款制度 (Sマーク) をご存じですか

標準営業約款制度は、消費者保護の観点から、日常生活と密接に関連するサービスや技術、設備の内容などを営業者が表示する制度です。

理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店で登録している施設には、店頭でSマークを掲げています。

登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。

詳しくは、(財)埼玉県生活衛

生営業指導センター(TEL048-8663-1873)にお尋ねください。  
問い合わせ：食品・環境衛生課・TEL227-5103

## アイドリング・ストップをお願ひします

埼玉県生活環境保全条例では大気汚染などを防止するため、アイドリング・ストップ(自動車などの駐車時にエンジンを止めること)について、次のように定められています。

●運転者の皆さんへ(アイドリング・ストップの実施)

同条例では、一部の例外を除き、アイドリング・ストップの実施を義務付けています。運転者の皆さんはアイドリング・ストップをお願ひします。

例外：信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合

▼交通の混雑その他交通の状況により停止する場合

▼人を乗せ、または降ろすために停車する場合

▼貨物自動車の冷蔵装置などの動力としてエンジンを使用する場合

▼緊急自動車が緊急用務のために使用されている場合

▼その他やむを得ない場合

▼認められる場合(急病)

## 広告はこの位置です！

## 市ホームページのバナー広告を募集します

市ホームページに掲載する、バナー広告を募集します。なお、掲載は、広告内容について審査して決定します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

募集期間…11月11日(火)~28日(金) (必着)  
\*募集期間終了後も空きがある場合、随時受け付けます。

募集枠…10枠

月額広告料…1枠30,000円

掲載開始時期…来年1月

掲載場所



問い合わせ…政策企画課・TEL224-5503

人に対する措置など)

●事業主の皆さんへ

事業主の皆さんには、使用する自動車などの運転者がアイドリング・ストップを実施するよう、研修を実施するなどの適切な措置を講じる義務があります。

●駐車場の設置者・管理者の皆さんへ(駐車場利用者への周知の義務)

二十台以上の収容台数または五百平方メートル以上の面積を有する駐車場には看板などをを用い、アイドリング・ストップを周知する義務があります。駐車場の設置者および管理者の皆さんは周知をお願いします。

いします。

問い合わせ…環境保全課 TEL224-5894

## 住生活総合調査にご協力ください

国土交通省では、十二月一日を基準日として、全国各地で「平成二十年住生活総合調査」を実施します。

この調査は、市民の皆さんの現在の住宅・住環境に対する評価、最近の居住状況の変化、住み替えや改善の意向など、住宅についての考えを伺うもので、国や地方公共団体の住宅政策を行ううえで重要な資料となります。

調査の対象世帯は、十月一日に総務省が実施した「住宅・土地統計調査」に回答した世帯の一部となります。十一月二十四日(休)から十二月七日(日)の間に、統計調査員証を持った調査員が、対象世帯を訪問します。ご協力をお願いします。

問い合わせ…住宅課 TEL224-6049

## 農業委員選挙は、 来年二月六日(金)です

川越市農業委員会委員一般選挙の投票日が、来年二月六日(金)（告示日）来年一月三十日(金)に決まりました。この選挙は三年に一度行われ、農家の皆さんの代表として、農

業生産力の向上や農業経営の合理化など、重要な仕事をすすめる農業委員を選ぶものです。

選挙区および投票区については、表をご覧ください。なお、立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

**立候補予定者説明会**  
日時：12月5日(金)、午前9時

## オッフェンバッハ市青少年交流団が来訪

10月7日から16日まで、姉妹都市のオッフェンバッハ市(ドイツ)から青少年交流団24人が川越を訪れました。滞在中はホームステイをして、日本の生活文化を体験しました。



10月14日、舟橋功一川越市長を表敬訪問した交流団の皆さん

14日に訪れた芳野小学校では、芳野太鼓に挑戦。いい音を出すためには、想像以上に力があることに驚いていました。続いて訪れた芳野中学校では書道を体験。「ドイツ」と「日本」の2種類の文字を練習しました。

10日間の短い交流でしたが、滞在中は訪問する先々で温かい歓迎を受けた青少年交流団の皆さん。姉妹都市のきずなを再確認する、忘れられない旅になったようです。

問い合わせ…国際交流課・TEL224-5506

30分)

会場：本庁舎七階7A会議室  
選挙区 投票区 区域

4	3	2	1
10	9	8	7
6	5	4	3
2	1	本庁地区	山田地区
芳野地区	古谷地区	南古谷地区	高階地区
福原地区	大東地区	霞ヶ関地区	霞ヶ関北地区
名細地区			

問い合わせ…選挙管理委員会  
事務局  
TEL 224-6120

### 国保税は期限内に納付してください

#### 納付は期限までに

国民健康保険制度(国保)は、加入している皆さんの相互扶助(助け合い)によって成り立っている制度です。国保税は、加入している皆さんの医療費や出産一時金・葬祭費・高額療養費の給付などの保険事業に充てる大切な財源です。国保税に未納があると、これらの給付が受けられなくなる場合があります。国保事

業を適正に運営し、加入している皆さんが適正な給付を受けられるため、国保税の期限内納付をお願いします。

#### 国保税を納付しないと……

特別な事情もないまま国保税の未納が続く場合は、「短期被保険者証」または「被保険者資格証明書」を交付することがあります。

「短期被保険者証」は、有効期限の短い保険証です。国保の給付を受けることができず、更新ごとに納付相談を行いながら、国保税を納付することになります。

「被保険者資格証明書」は、国保の被保険者であることを示す物です。保険診療は受けられませんが、診療などにかかった医療費は、いったん全額自己負担となり、後に一部負担金を除いた額の支給申請をすることになります。

さらに滞納が続くと、保険給付が一部または全部差し止めになります。それでも滞納している場合は、差し止めた保険給付から滞納分を差し引きます。滞納している国保税を完納した場合などには、再び保険証を交付します。

病気やけが・その他の理由で国保税を納期限までに納められない場合は、必ず国民健康保険課(本庁舎二階)にご相談ください。納付相談は、随時行っています。

問い合わせ…国民健康保険課  
国保収納担当  
TEL 224-5837

### 寝具の丸洗いをします

市では、高齢者の衛生と健康の保持を図るため、要介護高齢者や一人暮らしの高齢者が常時使用している敷布団・掛け布団など合わせて三点まで丸洗いする事業を、十二月一日(月)から順次行います。

#### 対象

要介護高齢者 前年分所得税非課税世帯の川越市要介護高齢者等手当受給者  
一人暮らしの高齢者 前年分所得税非課税世帯の65歳以上

#### 経費：無料

申し込み：11月21日(金)までに  
高齢者いきがい課(本庁舎一階)

問い合わせ…高齢者いきがい課  
TEL 224-5809